

ローマ・ビザンツ皇帝をめぐる儀礼とその周辺

——井上・小林報告への問題提起——

南雲 泰輔

筆者が研究対象とする後期ローマ帝国は、初期ビザンツ帝国とも呼ばれ、井上報告が主題とする 3 世紀のいわゆる軍人皇帝時代から、小林報告が主題とする 7 世紀のビザンツ帝国までの挟間の時期に該当するが、当該時期の皇帝を取り巻く儀礼の実態は、実に捉え難い。それは何よりも、皇帝をめぐる儀礼に直接的に関わる史料がまとまったかたちでは伝わっておらず、従って当該時期の儀礼そのものについて考察しようとするなら、ジャンルの異なるさまざまな史料から抽出される断片的でしかもしばしば解釈の困難な情報に基づいて再構築を試みねばならないという、良好であるとは決していい難い史料状況に原因の一があるからである。このことは、ビザンツ帝国の儀礼研究において、10 世紀に皇帝コンスタンティノス 7 世ポルフュロゲネトスが自ら編纂した『儀式の書』が有益な史料として利用され、皇帝を取り巻く儀礼の諸側面がさまざまに議論されてきたことは対照的である⁽¹⁾。

後期ローマ帝国の皇帝をめぐる儀礼についての考察がいかに困難であることを示すひとつの代表的な例として、3 世紀末にディオクレティアヌス帝によって導入された跪拜礼（プロスキュネシス）を取り上げてみよう。この儀礼は、一般に皇帝権力が超越的・絶対的なものへと変貌したことを象徴的に示す儀礼として理解され、また（こんにちではおそらくオリエンタリズム

※本稿は、第 8 回古代史研究会例会（2009 年 4 月 5 日、京都大学）での井上・小林報告へのコメントであり、当日の討論を踏まえて若干の改稿を施したが、主旨に大きな変更はない。但し、両報告の例会後の論旨の修正については本稿に反映されていないことを予めお断りしておきたい。

(i) 『儀式の書』に関する比較的近年の研究として例えば、Av. Cameron, *The Construction of Court Ritual*, D. Cannadine & S. Price eds., *Rituals of Royalty*, Cambridge, 1987, pp.106-136. H. Maguire ed., *Byzantine Court Culture from 829 to 1204*, Washington D.C., 1997 など。後者については、根津由喜夫（書評）「Maguire (1997)」『史林』81-6、1998 年、952-960 頁も参照。我が国の研究として例えば、井上浩一「ビザンツ専制国家体制の確立と皇妃コンクール」水林彪ほか編『王権のコスモロジー』弘文堂、1998 年、308-338 頁。井上浩一「墓所・葬儀からみたビザンツ皇帝権」笠谷和比古編『王権と儀礼の比較文明史的考察』思文閣出版、2006 年、395-425 頁。また建築史からの考察として、太記祐一氏による一連の論考がある。例えば、太記祐一『『儀式について』の成立過程に関して』『福岡大学工学集報』70、2003 年、189-194 頁。太記祐一『『儀式について』にみるハギア・ソフィアの典礼と建築』西洋建築史研究会編『パラレル建築史・西東』本の友社、2003 年、325-358 頁。

的理解として批判の対象とされるであろうが⁽²⁾ローマ帝国の「東方化」として評価されてきたことは縷説するまでもない。しかしながら、この跪拝礼という儀式の委細についてこんにち我々が史料から知りうるところはさほど多くはなく、アウレリウス・ウィクトルやエウトロピウス、アンミアヌス・マルケリヌスなどいずれも後代の作家たちの記述から、大略、それがディオクレティアヌス帝によって初めて導入されたらしきこと、ディオクレティアヌス帝は自らを宝石や黄金によって煌びやかに装飾し、周囲から崇拜されることを望んだらしきこと、そして前掲の作家たちにとっては、跪拝礼はローマ的なものとは異質なものと感じられたらしきことなど、表面的には単純な事実を確認しうるに過ぎない⁽⁴⁾。従って、いつ、どこで、誰が、いかなる手続きによって、いかなる目的によって、かかる皇帝への謁見の儀礼を行ない、そしてそれが謁見を行なう者と皇帝の双方にとっていかなる意義を持ちえたのか、といったごとき疑問への詳細かつ具体的な解答は、さしあたってはなお留保せざるをえないのが現状であろう。

このように、後期ローマ帝国の皇帝をめぐる儀礼の実態を史的に実証することは困難な課題に属するが、しかしながら、かかる事実は、他方において様々な解釈の成立する余地がなお多く残されているということの意味するとも考えられよう。かつて英国のローマ史家 K. Hopkins は、「絶対的な権力は絶対的な孤独と相関関係にある」と述べ、絶対的・超越的存在と見なされてきた後期ローマ帝国の皇帝は、3世紀の宮廷儀礼の導入以来、超越的な存在へと高められたがゆえに、かえって臣民との接触を失って孤立的な存在となり、そこに皇帝と臣民との媒介者としての宦官が必要とされた理由があったと論じた⁽⁵⁾。すなわち、Hopkins にあっては、皇帝の「専制君主」化と宮廷儀礼の導入とが不可分のものとして認識されているわけである。無論、かかる Hopkins 流のローマ皇帝理解は、彼も参照する N. Elias がフランスのアンシャン・レジーム期を素材に導き出した「絶対君主」の社会学的モデル⁽⁶⁾をローマ皇帝理解に援用したに過ぎないのではないかと批判もありうるであろうし、その限りで、後期ローマ帝国の皇帝の「絶対者」としての普遍的性格を示すものではあっても、その独特の存在の特質を指摘したとはいえないという批判もあるかも知れない。にもかかわらず、その理解が現在でもなお少なからぬ支持を得ていることは⁽⁷⁾、所論の普遍性を別にすれば、かかる解釈を実証的に批判するに足るだけの有用な史料が不足していることに主たる原因を求めたとしても大きく過つことはあるまい。

(2) 南川高志「ローマ皇帝権力の本質と変容」笠谷和比古編『公家と武家の比較文明史』思文閣出版、2005年、215-222頁。

(3) 例えば、M. ロストフツェフ（坂口明訳）『ローマ帝国社会経済史』下巻、東洋経済新報社、2001年、509頁。

(4) Aur. Vict. 39.2-4. Eutrop. 39.2-4. Amm. Marc. 15.5.18. cf. S. Corcoran, *The Empire of the Tetrarchs*, Oxford, 1996, p.156. R. Rees, *Diocletian and the Tetrarchy*, Edinburgh, 2004, pp.46-56, 93, 99-100, 119. なお、この跪拝礼のちにビザンツ帝国における儀礼の重要な構成要素となったことについては、井上浩一『ビザンツ 文明の継承と変容』京都大学学術出版会、2009年、14-16頁。

(5) K. Hopkins, *Conquerors and Slaves*, Cambridge, 1978, pp.172-196, esp. pp.186-189.

(6) N. エリアス（波田節夫ほか訳）『宮廷社会』法政大学出版局、1981年。

(7) 例えば、後期ローマ帝国の皇帝と官僚制の関係について、C. Kelly, *Ruling the Later Roman Empire*, Cambridge MA & London, 2004, pp.225-231 が示した解釈などは Hopkins 説の影響下にあるものであろう。

さて、井上報告は（おそらく先述のごとき史料的問題にも起因して）儀礼そのものを取り上げて論じたわけではないのであるが、A. Watson の研究に示唆を得て、⁽⁸⁾ アウレリアヌス帝の太陽神信仰の内実をパルミラの太陽神との関係を考慮しつつ分析した結果、従来その「国教化」と見なされてきた一連の行為が、実は相互に緊密な関連性を持つものではないこと、また『ヒストリア・アウグスタ』が伝えるごときアウレリアヌス帝の改宗譚についても、コンスタンティヌス 1 世のそれを元に捏造されたに過ぎないであろうことを論じている。そして、そこで提示された結論は、後期ローマ帝国の皇帝の「専制君主」としての性格について、ひとつの重大な問題提起を投げ掛けることになるのではないかと思われる。

すなわち、井上報告の結論は、「専制君主」としての後期ローマ帝国の皇帝を支える理念的支柱、いわゆる「神寵帝理念」の見直しに繋がる可能性があるのではないかと思われるのである。我が国では弓削達氏によって夙に紹介されてきたこの理念は、皇帝を直接に神とみなす「神帝理念」とは異なり、皇帝は神に選ばれ、その恩寵を受けた存在とみなす皇帝理念のことであり、のちにキリスト教信仰と結びついて、4 世紀の教会史家エウセビオスに到って「コンスタンティヌスの帝国は、天における神の支配の、地上における模倣である」として定式化された。⁽⁹⁾ 学説史上においてかかる神寵帝理念導入を準備したひとつの画期とみなされてきたのが、井上報告の主題であるアウレリアヌス帝の時代であり、その太陽神崇拜の「国教化」であった。

しかし井上報告と神寵帝理念の問題の関わりを問題にする限り、重要なのは神寵帝理念内部の複雑な理論的問題ではない。井上報告が主張するごとくアウレリアヌス帝の「国教化」のなかに宗教的意義を見出す必要がなく、また先行研究の見解が時代錯誤に過ぎないとするなら、必然的に、彼の治世を神寵帝理念導入の画期とみなすことも出来なくなってしまうということが重要なのである。それは井上氏が別のところで論じたごとく、軍人皇帝時代の皇帝権力の基盤として決定的な影響力を保持したのが軍隊（機動軍）⁽¹⁰⁾ であって、剥き出しの暴力の前には形而上的な理念など何ら力を持ちえなかったということの表現なのであろうか。また、弓削氏は、西欧の歴史家の見解を整理した上で、ローマ帝国が神寵帝理念を導入する「転回点をセウエルスにもとめるか、アウレリアヌスにみるか、問題は大きくのこされている」と述べているが、⁽¹¹⁾ 仮に井上報告の結論から、太陽神崇拜導入の転換点としてアウレリアヌス帝治世の重要性がさほど大きなものではなかったという見方を導き出せるとするなら、転回点はセウエルス朝期にあったとみるべきなのであろうか。

この問題については元首政期の事情を勘案する必要もあろうが、太陽神崇拜の導入を時代的にどこまで遡及させようかということではなく、「専制君主」たる皇帝を支える理念としての神寵帝理念の成立過程に関する限りで考察されるべき問題であることはいうまでもない。それとも、エウセビオスによる定式化を待って初めて神寵帝理念が確立したとするなら、やはりコ

(8) A. Watson, *Aurelian and the Third Century*, London & New York, 1999.

(9) 弓削達 『ローマ帝国の国家と社会』 岩波書店、1964 年、502-518 頁。

(10) 井上文則 『軍人皇帝時代の研究』 岩波書店、2008 年、135-162 頁。

(11) 弓削 (1964) 506 頁。

コンスタンティヌス1世の治世のうちに、「専制君主」としての皇帝が理念的に現出してゆく画期を求めるべきなのであろうか。いずれにしても、神寵帝理念に関する問題は、後期ローマ帝国の皇帝を支える理念の問題である以上、皇帝権力のありかた如何について再考を促す重要な契機を孕んでいるはずである。この限りで、井上報告の結論が投げ掛ける影響は決して小さくないと思われる。

次に、アウレリアヌス帝治世からおよそ三世紀余を隔てた7世紀を扱う小林報告に移る。

小林報告は、従來說が7世紀に起こったビザンツ帝国の質的变化を重視するあまり、この時代の「デーモス」についても同様の变化を被ったはずだと考える傾向があったと指摘し、これに対してむしろ「変化しないもの」を考慮しつつ考察を行なおうとする。その際に取り上げられるのが、マウリキオス帝の失脚とフォーカス帝の即位をめぐる政治状況であり、そのなかで「デーモス」の果たした役割である。小林報告は、このクーデタに際して「デーモス」の果たした役割は皇帝歓呼といった儀礼的なものに限定されており、その存在は皇帝即位儀礼にとって不可欠ではあったとしても、実質的・決定的な意味を持ったのは軍隊であったと結論する。但し、「デーモス」そのものもある程度の主体性・政治的影響力は保持しており、場合によっては帝国の政治に「一定の関与」を行ないえたとも指摘し、それはビザンツ国家の政治システムのなかに正しく位置づけられるべきだと主張する。

政変に際して軍隊の持つ重要性が大きいとの結論は、やや一般的すぎるきらいもあるが、まず異論のないところであろう。しかし、儀礼という観点からして考察されるべきだったのは、クーデタの帰趨を決した要因が何であったかではなく、かかる政治状況のなかで皇帝即位儀礼がいかなる意義を持ちえたのかという問題であって、その儀礼の実態に即して「デーモス」の果たした役割如何が問われるべきだったのではあるまいか。

加えて、小林報告が「デーモス」の内実を詳らかにしないままに考察を進めてしまっていることも問題であろう。小林報告のいう「デーモス」とは、まずはいわゆる「サーカス党派」を指しているようであるが、それが一般のコンスタンティノープル市民と明瞭に区別されるべき存在であるのか否かについて判然としない。しかし、この時代の「デーモス」が一体いかなる存在であるのかという問題は学説史上の重要な論争点なのであり、先行研究者たちの多くは、この「デーモス」なる言葉で表現されるものの実態を明らかにすべく努力してきたのである。すなわち、「サーカス党派」の問題を一躍有名にした Al. Cameron の指摘したように、「サーカス党派」を形成した少数のプロ集団と大多数をなした単なる観客(すなわちコンスタンティノー

プル市民)とは厳密に区別する必要がある⁽¹²⁾。

我が国においては既に1980年代に小田謙爾氏が、Al. Cameronの所説を批判しながら、学説史の整理と史料中に現れる「デーモス」の用例分析を行なっている⁽¹³⁾。小田氏によれば、少なくとも『テオファネス年代記』では、小林報告の扱うマウリキオス帝とフォーカス帝の時代の「デーモス」とは、一般のコンスタンティノープル市民を指すのではなく、アジテーター、すなわち「サーカス党派」を指すものとして使用されているという。そしてF. Tinnefeldによれば、当該時代の「サーカス党派」の指導者(デーマルコス)とは、皇帝によって任命・委任された存在であった⁽¹⁴⁾。すなわち、7世紀の「デーモス」の指導者(「青の長官」「緑の長官」とは皇帝直属の官僚なのであり、「デーモス」の実態とは下級役人すなわち「雇われた市民」だったのである⁽¹⁵⁾。つまり、小林報告の主張するごとく、仮に政治状況の観察のなかで表面的には「デーモス」の主体性・政治的影響力とみられるものがあつたとしても、それは決して一般のコンスタンティノープル市民の広汎な自発性・主体性に基礎づけられたものではもはやなかった。当該時代の「デーモス」が「サーカス党派」であり「雇われた市民」にほかならない以上、クーデタという緊迫した政治状況のなかで皇帝即位儀礼の持ちえた意義とそこで「デーモス」の果たした役割如何についての考察は、「デーモス」の内実を正しく把握することによってはじめて可能となるのではなかろうか。また、小林報告が主張するように、皇帝が「デーモス」の行動に留意せねばならなかったにもかかわらず、「デーモス」の政治への関与が限定的なものに留まったことの理由を説明するには、政治状況を詳細に追うのみでは充分でなく、一見主体的にみえる「デーモス」の行動の背後で、その主体性を操作しようとする皇帝の意図をも合わせ考慮せねばならなかったのではあるまいか⁽¹⁶⁾。

さて、井上・小林両報告について、思いつくままに蕪雑なコメントを連ねてきたが、最後に筆者自身の研究対象である後期ローマ帝国と儀礼との関わりについて、簡単な展望を附して稿を閉じることにしよう。

既述のごとく、一般に後期ローマ帝国の皇帝は「ドミヌス」として超越的絶対的存在である

(12) Al. Cameron, *Circus Factions*, Oxford, 1976, p.5. 532年に発生した有名なニカの乱に関し、Cameronの指摘を踏まえた我が国の論考として、和田廣「ニカの乱」日本オリエント学会編『オリエント学論集』刀水書房、1979年、701-721頁。和田廣「マラサスの『年代記』Lib.XVI. ~ XVIII.におけるデモスに就て」『オリエント』23-1, 1980年、145-159頁。

(13) 小田謙爾「ビザンツ期に於る『デーモス』(demos/-oi)の語義変遷と『サーカス党派』との関連」『西洋史論叢』5, 1983年、30-42頁。小田謙爾「ビザンツの『サーカス党派』をめぐる諸問題」『史学雑誌』94-9, 1985年、1475-1487頁。小田謙爾「コンスタンティノープルにおける騒乱について」『早稲田大学大学院文学研究科紀要 哲学・史学編』別冊第12集、1985年、199-209頁。

(14) F. ティンネフェルト(弓削達訳)『初期ビザンツ社会』岩波書店、1984年、213-214頁。

(15) 井上浩一「ローマ皇帝からビザンツ皇帝へ」笠谷編(2005)198頁。井上浩一『生き残った帝国ビザンティン』講談社学術文庫、2008年、20頁。井上浩一氏は次のようにも述べる、「国家から給料をもらっていた『デーモス』を、言葉通りに『市民』とみなすことは滑稽ですらある。」(井上浩一(2008)23-24頁)

(16) 「サーカス党派」の指導者すなわち「デーマルコス」の初出が史料(『テオファネス年代記』)中ではマウリキオス帝の時代とされていることは、当該時代の「デーモス」に対する皇帝の強い意図の反映とも考えられよう。ティンネフェルト(1984)213-214頁。

と理解されてきた。しかしながら、いかなる理論上の絶対者も、実際上において絶対者としてはふるまいえないことを思うとき、筆者は、後期ローマ帝国において、そのような理論上の絶対者を必要とし、かかる存在を創り出そうとしたメカニズム、換言するなら、理論上の絶対者を必要とした社会あるいは帝国統治のシステムがいかなるものであったのかを考えることが重要な課題だと感じている。そして、この問題を単純に社会学的な普遍モデルに還元することなく、後期ローマ帝国の歴史的特質として分析するためには、皇帝を取り巻く儀礼を、かかるメカニズム、システムのひとつの表出として捉えることが有効な足掛かりとなるのではないであろうか。確かに儀礼そのものに関する分析には困難であるにしても、政治状況や行政制度の考察から、儀礼の機能的な側面を明らかにすることは不可能ではないであろう。

〔付記〕 本稿は平成 21 年度日本学術振興会科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。